

議案第108号 説明資料

幕別町アルコ236条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例											
<p>○幕別町アルコ236条例 (平成17年9月26日 条例第102号)</p> <p>第1条及び第2条 略</p> <p>(使用時間及び休館日)</p> <p>第3条 施設の使用時間は、次のとおりとし、休館日は設けないものとする。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、使用時間を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 休憩及び会議等の場合は、午前9時から午後9時までとする。</p> <p>第4条～第6条 略</p> <p>(使用料)</p> <p>第7条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>第8条～第20条 略</p> <p>別表(第7条関係)</p> <p>使用料</p> <p>(1) 宿泊料(1人1泊につき)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">区分</th> <th style="width: 33%;">使用料</th> <th style="width: 33%;">団体使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用料	団体使用料				<p>○幕別町アルコ236条例 (平成17年9月26日 条例第102号)</p> <p>第1条及び第2条 略</p> <p>(使用時間及び休館日)</p> <p>第3条 施設の使用時間は、次のとおりとし、休館日は設けないものとする。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、使用時間を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 休憩及び会議等の場合は、午前9時から午後10時までとする。</p> <p>第4条～第6条 略</p> <p>(使用料)</p> <p>第7条 使用者は、別表第1から別表第3までに定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>第8条～第20条 略</p> <p>別表第1(第7条関係)</p> <p>宿泊料(1人1泊につき)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 66%;">区分</th> <th style="width: 33%;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>洋室 大人</td> <td style="text-align: right;">8,500円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	使用料	洋室 大人	8,500円
区分	使用料	団体使用料										
区分	使用料											
洋室 大人	8,500円											

現 行 条 例

洋室	大人	6,500円	6,300円
	小学生	4,500円	4,500円
和室	大人	6,500円	6,300円
	小学生	4,500円	4,500円
和洋室	大人	8,000円	7,800円
	小学生	5,500円	5,500円

備考

- 1 大人とは、中学生以上のものをいう。
- 2 小学校就学前の者の宿泊料は、無料とする。ただし、独立して寝具を使用する場合にあっては、1夜につき寝具一組2,000円とする。
- 3 団体使用料は、15人以上で宿泊する場合に適用する。
- 4 宿泊料には、食事は含まないものとする。
- 5 11月から4月までの間に使用した場合は、暖房料として1人につき300円を当該宿泊料に加算する。
- 6 時間を超えて客室を使用する場合は、宿泊超過料を貸室料に準じて当該宿泊料に加算する。

(2) 奉仕料

区分	料金
宿泊及び配膳等に伴う奉仕料	各料金の10%

(3) 貸室料

区分	料金	
	午前9時から午後9時まで	午後9時から翌日の午前9時まで
第1研修室	1回につき 1,000円	1回につき 1,500円
第2研修室	1回につき 1,000円	1回につき 1,500円
客室	1時間につき 500円	1時間につき 700円

備考

- 1 11月から4月までの間に使用した場合は、暖房料として一室につき300円を当該貸室料に加算する。
- 2 宿泊者が、会議、研修等で研修室を使用する場合は、無料とする。

改 正 条 例

	小学生	6,500円
和室	大人	8,500円
	小学生	6,500円
和洋室	大人	10,000円
	小学生	7,500円

備考

- 1 大人とは、中学生以上の者をいう。
- 2 小学校就学前の者の宿泊料は、無料とする。ただし、独立して寝具を使用する場合にあっては、1夜につき寝具代2,000円を徴する。
- 3 宿泊料には、食事は含まないものとする。
- 4 11月から4月までの間に使用した場合は、暖房料として1人につき300円を当該宿泊料に加算する。
- 5 時間を超えて客室を使用する場合は、宿泊超過料を別表第2の貸室料に準じて当該宿泊料に加算する。
- 6 宿泊料、寝具代及び暖房料には、別途、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方消費税を加算する。

現 行 条 例	改 正 条 例																										
<p>3 <u>入場料、会費等を徴する営利的又は営利を目的として利用する場合は、当該貸室料に15割を加算した額とする。</u></p> <p>(4) <u>入浴料</u></p> <table border="1" data-bbox="100 395 1093 510"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>料金</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大人</td> <td>500円</td> <td rowspan="2">宿泊を伴わない場合</td> </tr> <tr> <td>小学生</td> <td>250円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 大人とは、中学生以上の者をいう。</p> <p>2 小学校就学前の者の入浴料は、無料とする。</p>	区分	料金	摘要	大人	500円	宿泊を伴わない場合	小学生	250円	<p>別表第2（第7条関係） 貸室料（1時間につき）</p> <table border="1" data-bbox="1146 722 2139 1026"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">料金</th> </tr> <tr> <th>午前9時から 午後5時まで</th> <th>午後5時から 午後10時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1研修室</td> <td>1,000円</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>第2研修室</td> <td>1,000円</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>客室</td> <td>500円</td> <td>700円</td> </tr> <tr> <td>カラオケ ルーム</td> <td>ドリーム メロディー</td> <td>1,500円 1,000円</td> <td>2,000円 1,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 11月から4月までの間に使用した場合は、暖房料として一室につき300円を当該貸室料に加算する。</p> <p>2 宿泊者が、会議及び研修等で研修室を使用する場合は、無料とする。</p> <p>3 入場料若しくは会費等を徴する営利的又は営利を目的として利用する場合は、当該貸室料に15割を加算した額とする。</p> <p>4 貸室料及び暖房料には、別途、消費税法に規定する消費税及び地方消費税を加算する。</p> <p>別表第3（第7条関係） 入浴料</p>	区分	料金		午前9時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで	第1研修室	1,000円	1,500円	第2研修室	1,000円	1,500円	客室	500円	700円	カラオケ ルーム	ドリーム メロディー	1,500円 1,000円	2,000円 1,500円
区分	料金	摘要																									
大人	500円	宿泊を伴わない場合																									
小学生	250円																										
区分	料金																										
	午前9時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで																									
第1研修室	1,000円	1,500円																									
第2研修室	1,000円	1,500円																									
客室	500円	700円																									
カラオケ ルーム	ドリーム メロディー	1,500円 1,000円	2,000円 1,500円																								

現 行 条 例

改 正 条 例

区分	料金	摘要
大人	500円	宿泊を伴わない場合
小学生	250円	

備考

- 1 大人とは、中学生以上の者をいう。
- 2 小学校就学前の者の入浴料は、無料とする。